

令和 2 年度

第 5 回宝塚市都市計画審議会議事録

日時 令和 3 年（2021 年）3 月 24 日（水）

午前 10 時から 12 時

場所 宝塚市立中央公民館（2 階）203・204 学習室

及び各委員所属場所等

宝塚市都市計画審議会

1 審議会要旨

- (1) 開催日時 令和3年(2021年)3月24日(水)午前10時から12時まで
(2) 開催場所 宝塚市中央公民館(2階)203・204学習室及び各委員所属場所等

(3) 出席委員等

本日の出席委員は、20人中19人(内オンライン参加13人)で、次のとおり。

〔会議室参集〕石倉委員、林委員、小田地域交通官(岡本委員代理人)、関口委員、波田委員、中澤委員

〔オンライン参加〕島田委員、梶川委員、江原委員、西井委員、秋山委員、岡委員、横山委員、山本委員、田中大志朗委員、新谷委員、古川委員、澤木委員、外山委員

定足数である委員の2分の1以上の出席があったので、宝塚市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき会議は成立した。

宝塚市都市計画審議会の運営に関する規程第5条第1項の規定に基づき、本日の議題に係る会議は公開であることを確認した。

(4) 会議の内容

ア 西井会長は、議事録署名委員として、13番新谷委員及び14番小田委員(岡本委員代理人)を指名した。

イ 次の議題について審議を行った。

議題第1号 宝塚市都市計画マスタープランの見直しについて (諮問)

議題第2号 宝塚市立地適正化計画の策定について (諮問)

2 会議要旨

(1) 議題第1号

【議題第1号「宝塚市都市計画マスタープランの見直しについて」】

会 長

それでは議事に入りたいと思います。
議題第1号は、「宝塚市都市計画マスタープランの見直しについて」でございます。
この案件につきましては、宝塚市長より諮問を受けておりますが、本日、答申が必要なものではありません。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

市

(説明開始)
それでは、議題第1号「宝塚市都市計画マスタープランの見直し」につきまして、ご説明いたします。
パワーポイントの右下に議題書のページ番号を記載しておりますので、適宜ご参照ください。

まず、はじめに都市計画マスタープランの素案の構成と骨子からの主な変更点についてご説明させていただきます。

都市計画マスタープランの素案の構成ですが、第1章から第5章と地域別都市づくり方針図で構成しております。

「第1章都市計画マスタープランの概要」については、都市計画マスタープラン改定の背景・目的を示すとともに、役割、位置づけ等を示しております。

「第2章宝塚市の現況と課題」については、本市の特性、現況を数値等で示し、それを踏まえた今後の都市づくりの課題を示しております。

「第3章都市計画の目標」については、第6次宝塚市総合計画に加え、「第2章宝塚市の現況と課題」を踏まえ、めざす将来都市像等の都市計画の目標を示しております。

「第4章都市づくりの方針」については、「第3章都市計画の目標」を踏まえ、都市計画に関する部門別に、都市づくりの方針を示しております。

「第5章施策の推進のために」については、「第3章の都市計画の目標」を実現するため、効率的かつ効果的なまちづくりの進め方を示しております。

「地域別都市づくり方針図」については、都市づくりの方針を、地域別で示しております。

次に、令和2年10月にご説明しました都市計画マスタープランの骨子からの主な変更点についてご説明します。

まず、「第1章都市計画マスタープランの概要」について「構成」を新たに追加しました。

次に、「第2章宝塚市の現況と課題」についてですが、「宝塚市の現況」に「沿革」、「位置・地勢」などを新たに追加しました。

次に、「第4章都市づくりの方針」について、各方針において個別の方針を一部新たに追加しました。

次に、「第5章施策の推進のために」ですが、地域ごとのまちづくり計画との連携イメージを新たに追加しました。

次に、「地域別都市づくり方針図」について、今回の素案から新たに追加しました。

以上が骨子からの主な変更点ですが、今回、骨子から、素案として、一定計画書としての形が出来上がりましたので、今回、計画書の流れが分かるように計画書全体の説明をさせていただきます。

それでは、「都市計画マスタープランの概要」から説明させていただきます。まず、「改定の背景・目的」ですが、上位の計画である第6次宝塚市総合計画の策定や兵庫県が策定する阪神地域都市計画区域マスタープランの見直しが令和2年度に行われ、また、現行の都市計画マスタープランが令和3年度に計画期間の満了を迎えることが背景としてあります。

経済・社会の変化等への対応として、「全国的な人口減少・少子高齢化の進行」、「都市のコンパクト化の推進などの都市計画に係る潮流」、「新型コロナウイルス感染症による危機を踏まえた新たな働き方や暮らし方」などをあげております。

そのような状況の中、都市計画の担う役割や意義をより明確にするとともに、都市計画の総合的な理念や目標とこれを実現するための個別具体の都市計画の方針などを定めるとしてあります。

次に、「計画期間」ですが、長期的な展望を踏まえつつ、計画期間は、令和4年から概ね10年間としています。また、上位計画の見直しや社会経済環境の変化等により、必要が生じた場合は、随時見直しを行うとしています。

次に、「第2章 宝塚市の現況と課題」についてご説明させていただきます。

まず、「1. 宝塚市の現況」の説明ですが、今回、骨子の内容に、黄色に着色して

いる新たな項目を加え、以下の構成に再構成しております。

次に「2. 都市づくりの課題」としまして「人口減少・人口構成の変化への対応」、「住宅都市としての更なる向上」、「宝塚らしい産業機能の充実」、「豊かな緑の保全・活用」、「安全・安心な都市づくり」、「公共施設の適切な維持管理と見直し」、「市民参画、協働の更なる推進」を掲げておりまして、7つの都市づくりの課題として設定しております。

次に、「第3章 都市計画の目標」についてご説明させていただきます。

現在策定中の第6次宝塚市総合計画の基本構想案におきまして、わたしの舞台はたからづかのスローガンを掲げ、まちづくりの視点や将来都市構造の基本的な考え方を踏まえ、めざすまちの姿を6つ上げております。

その第6次宝塚市総合計画基本構想に加え、宝塚市の地勢などやまちのイメージなども踏まえ、次に説明します「めざす将来都市像」と「めざす都市構造」を定めています。

次に「めざす将来都市像」につきましては、「居住環境の継承」、「文化芸術の醸成」、「自然環境との共生」の3つの将来都市像を掲げております。

次に、「めざす都市構造」ですが、「基本的な考え方」として、「駅を中心にしたコンパクトな南部地域と豊かな自然環境を有する北部地域による都市構造の継承」を掲げておりまして、「土地利用の基本構成」、「拠点」、「ネットワーク」を、宝塚市の都市の骨格として示しております。

まず、「土地利用の基本構成」ですが、市域を、南部地域の南部市街地と市街地周辺緑地、それと北部地域の大きく3つのエリアに分けております。また、それぞれのエリアごとに方針も掲げております。

「南部市街地」につきましては、「一定の人口密度を維持し、利便性や質の高い緑豊かな住環境を維持するとともに、それぞれの地域の特性に応じた市街地をめざします。」としております。

また、「市街地周辺緑地」につきましては、「市街地の無秩序な拡大を防止し、ゆとりとうるおいのある都市景観を形成する重要な緑の空間として保全・活用します。」としておりおます。

さらに、「北部地域」につきましては、「宝塚市全体の資源である豊かな緑や水辺、農地などを保全・維持しつつ、観光交流等を充実させ、持続的な地域づくりをめざします。」としています。

次に、「拠点」ですが、「鉄道駅を中心に周辺市街地の生活を支える生活利便機能を集積させるとともに、拠点の特性に応じた機能の集積を進め、地域特性に応じた拠点形成をめざします。」としており、6つの拠点を設定しています。

まず、「都市拠点」ですが、宝塚駅から宝塚南口駅を位置付けております。

次に、「地域拠点」ですが、宝塚駅、宝塚南口駅、武田尾駅を除く各鉄道駅を位置付けております。

次に、「生活拠点」ですが、山麓部の主に商業系用途地域のところを想定しています。

次に、「シビック拠点」ですが、市役所周辺を位置付けています。

次に、「北部地域拠点」ですが、西谷庁舎周辺を位置付けています。

次に、「広域交流拠点」ですが、宝塚北サービスエリア、武田尾駅を位置付けています。

次に、「ネットワーク」ですが、「交通ネットワーク」として、バス、鉄道などの交通網を位置付けております。また「水と緑のネットワーク」として、武庫川や六甲・長尾山地の山並みなどを位置付けております。

次に、「都市づくりの方向」ですが、都市づくりの課題、めざす将来都市像、めざす都市構造を踏まえ、6つの都市づくりの方向を掲げております。

まず、「多様なライフスタイルが実現できる都市づくり」、「住まいとしての魅力が感じられる都市づくり」「訪れたい魅力ある都市づくり」、「緑が豊かで、環境に配慮した都市づくり」、「安全で安心な暮らしが実現できる都市づくり」、「多様な主体による協働のまちづくり」の6つの都市づくりの方向性を掲げております。

次に、「第4章都市づくりの方針」についてご説明させていただきます。

「都市づくりの方針」は、「都市づくりの方向」に基づき、土地利用、市街地整備、都市施設整備等、都市防災、都市景観形成の都市計画に関する5つの部門別に定めたものになります。

各部門別の方針は、基本的な方針と個別の方針で構成しておりまして、個別の方針については基本的な方針に基づくものとしています。

それぞれの部門別の基本的な方針と個別の方針を説明させていただきます。

まず、「土地利用の方針」ですが、4つ掲げております。

一つ目が、「土地利用の基本構成（南部市街地、市街地周辺緑地、北部地域）との整合性に配慮」を上げております。

二つ目が、南部市街地のことになりまして、「市街地の拡大抑制、既存市街地の充実」、「住宅地の魅力の継承、住民主体のエリアマネジメントの推進」、「商業地、複合地など地域特性に応じた都市機能の誘導や市街地の形成」、「市街地内の緑や水辺、農地などの保全・活用など」を上げております。

三つ目が、「市街地周辺緑地の保全・活用」を上げており、

四つ目が「北部地域では、自然環境の保全・活用、観光交流など地域活性化の推進」を上げております。

次に土地利用の方針に関する個別方針の説明となります。

まず、住宅地について、低層住宅地、中高層住宅地、幹線沿道型住宅地に分けております。低層住宅地の方針の一つとして、「住民意向を踏まえながら、住民主体のエリアマネジメントの促進などにより、今後も住宅地の良好な住環境の維持、増進を図ります。」と上げております。

また、中高層住宅地の方針の一つとして、「学校その他の公共用地の土地利用転換にあたっては、周辺の土地利用状況との調和に配慮したものとなるよう誘導を図ります。」と上げており、学校などの跡地利用の方針は、ここに含まれます。

次に商業地について、中心市街地、駅前商業地、近隣型商業地、沿道型商業地に分けております。

次に、複合地について、多様な用途が混合する一般市街地、工場集積エリアなど

の方針を上げております。特徴あるゾーンとして、小浜周辺の歴史景観ゾーン、生産緑地が多くみられる山本周辺の農住ゾーン、住宅と工場が近接している住工混在ゾーン、市役所周辺のシビックゾーンにゾーンを設定して、それぞれに方針を上げております。

市街地周辺緑地については、「市街地の拡大を抑制し、貴重な緑地環境と自然景観を将来にわたって保全・継承する」とのことで方針を上げております。

北部地域については、集落・農業振興地域、自然緑地地域に分けており、集落振興地域については、「農業振興計画に基づき、良好な田園環境の保全を図る。」、また「北部地域土地利用計画に基づいて、土地利用規制を弾力的に運用する」との方針を上げております。

自然緑地地域については、県有環境林について上げており、「乱開発の防止等を目的として県が計画的に取得管理を行っている県有環境林については、北部土地利用計画を基に、利活用等の検討や地元団体による魅力づくりの取組を推進します。」と方針を上げております。

次に、「市街地整備の方針」の基本方針ですが、4つ掲げております。1つ目が「市街地の特性（既成市街地、新市街地）との整合性に配慮」と上げており、2つ目が「市街化区域の拡大は抑制し、現在の市街地規模を維持」と上げております。3つ目が「既成市街地では、生活圏を支える各拠点周辺の整備・充実や、エリアマネジメント等の導入を促進し、持続可能な都市を形成」と上げており、4つ目が「新市街地では、民間開発を適切に誘導」と上げております。

次に市街地整備の方針に関する個別方針の説明となります。既成市街地について、既存の都市基盤施設の維持管理・更新を基本に市街地環境の維持・改善。

次に、道路・公園などの都市基盤施設が十分でない地区では、開発等と併せた都市基盤施設の計画的な配置と整備を推進。住民主体のまちづくり活動の啓発・支援、エリアマネジメントの促進長尾地区や安倉北地区などの農住ゾーンでは、生産緑地などの保全・活用を図るとともに、農と住が調和した良好な市街地環境の形成を推進、との方針を上げております。

次に新市街地について、山手台地区については、開発残存緑地の保全、道路や公園の造成法面の緑化また、都市基盤施設の適切な配置、将来を見据えたライフスタイルへの対応など良質な住宅建設を誘導、との方針を上げております。

次に、「都市施設整備等の方針」の基本的な方針ですが、5つ掲げております。1つ目が、「既存ストックの維持・更新を基本」と上げており、2つ目が「施設ごとの各種マネジメント計画等に基づく、体系的・計画的な整備」と上げております。次に3つ目が「都市基盤施設等の更新・整備等を通じた、地域の市街地環境や魅力の向上」と上げており、次に4つ目が「地域特性や住民意向等を踏まえた対応」と上げております。次に5つ目が「環境や人にやさしいまちづくりに配慮した都市施設整備の推進」と上げております。

次に都市施設整備等の方針の個別方針の説明となります。まず、道路、交通施設について、1) 道路、2) 歩行者・自転車空間、3) 鉄道(バス) 駅、4) 交通広場、5) 駐車場、6) 交通ネットワークの6つ上げており

ます。

例えば、道路については、「南部地域においては、別途策定の宝塚市道路基本構想と整合を図り、優先順位をつけて計画的な整備を図ります。」と方針を上げております。

次に（１）公園緑地については、都市公園、都市緑地、（２）河川ため池については、河川とため池、（３）上下水道等については、上水道、下水道、その他、（４）その他の都市施設等については、ごみ処理施設など、火葬場・墓園、砂防施設の方針を、それぞれ上げております。

次に、「都市防災の方針」ですが、３つの基本的な方針を掲げております。一つ目に「地域防災計画に基づく、体系的・計画的な対応」、二つ目に「災害に強い都市構造の形成」、三つ目に「防災・減災に向けての市民と行政との協力体制の構築」を上げております。

次に都市防災の方針の個別の方針の説明となります。

まず、１）災害に強い都市構造の形成について、都市防災拠点の整備として、新庁舎の整備を上げております。

次に、２）安全な市街地の形成について、建築物等について、「耐火・耐震化、老朽化した整備の機能更新、防災設備の点検・更新等を促進します。」との方針を上げております。

次に、３）安全な都市施設の整備について、都市施設の防災に関する方針を上げており、（４）協働による防災・減災の取組として、ソフト的な方針を上げております。

次に、「都市景観形成の方針」ですが、４つ方針を掲げております。一つ目に「水と緑のネットワークや市街地周辺緑地の保全・活用による、骨格要素の景観形成」、二つ目に「良好な住宅地景観や歴史・文化の保全・育成による、質の高い市街地の景観形成」、三つ目に「景観を視点に地域のまちづくりに取り組む景観まちづくりの推進」、四つ目に「北部地域の自然・田園景観と調和した集落景観の形成」になります。

次に都市景観形成の方針の個別方針の説明となります。

１）骨格要素の景観形成については、山並みや河川、鉄道、幹線道路、拠点などの視点で方針を上げております。

次に、２）市街地の景観形成については、南部市街地の景観形成の方針を上げております。

次に、３）北部地域の景観形成、４）の広告物、色彩、ストリートファニチャー、ライティングの項目を立てて方針を上げております。

次に、「第５章の施策の推進のために」を説明いたします。

まず、１）協働のまちづくりの目的を上げており、「各地域によって特徴や課題などが異なることから、地域ごとに様々な主体が協働し、

都市づくりに取り組み、地域ごとのまちの将来像の実現」を上げております。

（２）各主体の役割として、①住民・まちづくり協議会の役割、②民間事業者・地

域団体等の役割、③行政の役割を上げております。

次に（３）多様な主体の参画と協働、官民連携によるまちづくりとしてまちづくりに参加しやすい仕組みづくりの推進や、専門家派遣などの支援や、官民連携によるまちづくりの推進を上げております。

次に、地域ごとのまちづくり計画と都市計画マスタープランの連携イメージについてご説明させていただきます。

まず、地域ごとのまちづくり計画について、地域の将来像、基本目標、具体的な取り組みを掲げております。その具体的な取り組みを地域で検討する際に、都市計画マスタープランで示している都市計画の位置づけ、地域特性などを、必要に応じて、参考にしてもらうことで考えております。

また、具体的な取り組みを実施する際に、地区計画などのまちづくりルールなど都市計画手法の活用を、必要に応じて、参考にしてもらえればと考えております。取り組みの実施、また、行政施策・事業の推進されることにより、地域のまちづくりの推進されることを想定しております。

次に、２の施策などの充実と効率的な執行の説明となります。

（１）関連施策との連携、総合的な対応として、都市計画をはじめとする各種まちづくりに加え、福祉、教育、文化、環境など様々な分野の施策を一体的に推進していく必要があります。

次に、庁内の関係部局との連携を強めるとともに、庁内の横断的な体制づくりを検討していきます。

次に、財源の確保に努めるとともに、最小の経費で目的とする成果が得られるよう、効率的かつ効果的に事業を実施していきます。

（２）国県事業や民間事業との連携による効率的な推進として、事業などの実施においては、広域からの視点で検討を行うとともに、役割分担を明確にしつつ、総合的、計画的な取り組みを行うため、周辺市町、県、国事業及び民間事業との連携を図っていきます。

次に、地域別都市づくり方針図についてご説明させていただきます。

地域における都市づくりの方針をよりきめ細やかに示すため、部門別（土地利用、市街地整備、都市施設整備、都市防災、都市景観形成）の都市づくり方針等を、自然環境、都市構造、都市機能など地域の特性や資源を踏まえ、地域別都市づくり方針図として示しております。

次に、地域別のまちづくり方針図の範囲ですが、「拠点を含んだ日常生活圏」、「市街地の形成過程」「地域ごとのまちづくり計画と連携を見据え、小学校区を最小単位」を考慮し、範囲を設定しております。右の図が範囲となっており、７地域に分けて示しております。

次に、地域別都市づくり方針図の掲載内容ですが、
１）土地利用方針・都市構造、２）地域特性の２つの内容に分けて、７つの地域毎に作成しております。議題書第１号の【１－５８】から【１－７１】までで掲載しております。

まず、地域別都市づくり方針図の土地利用方針・都市構造の図について、説明します。参考に一つの地域の図を画面に示しております。

将来都市構造で位置付けた、都市拠点、地域拠点や都市づくりの方針でかかげる、住宅地、商業地などの土地利用方針や道路、公園などの都市施設等の整備方針を図に示しております。

次に、地域別都市づくり方針図の地域特性の図について説明します。参考に一つの地域の図を画面に示しております。地区計画等のルール、福祉・医療・教育などの施設などの地域資源や、その他地域を特徴づける資源等を示しております。

以上で、議題第1号、宝塚市都市計画マスタープランの見直しについての説明を終わります。

最後に、今後のスケジュールについて説明します。

令和3年度、来年度5月に、今回、答申しました素案の修正を行ったものを原案として、次の都市計画審議会で説明する予定です。

その後、現在のところ予定ですが、7月に住民説明会、10月にパブリックコメントを経て、2月に最終案を都市計画審議会に答申、令和4年度当初に、公表する予定です。

ご意見のほどよろしくお願いいたします。

質疑応答

会長

ありがとうございました。

議題第1号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承りたいと存じます。ご発言をされる方は、お配りしております「名前」の紙をお示してください。

委員

第4章の都市づくりの方針について、南部市街地の低層住宅地や中高層住宅地の整備方針があり、何度もエリアマネジメントという言葉が出てきますが、エリアマネジメントは、どのようなことを想定しているのでしょうか。それと関連して、第5章の施策の推進のためにについて、協働のまちづくりの推進と書いてあり、リード文には、エリアマネジメント等と書いてある一方で、文中にはエリアマネジメントという言葉が出てこないため、住宅地におけるエリアマネジメントとは、どのようなことを想定しているのでしょうか。

会長

住宅地におけるエリアマネジメントの中身について、説明をお願いします。

市

これまで、地区計画や景観計画特定地区など都市計画におけるハード整備の基準について住民とともにまちづくりを進めてきました。それに加えて、様々なことを複合的に考えていく必要があると思います、地区計画の推進と書くのでは間口が狭いため、エリアマネジメントという言葉を使っています。

これまで、複合的なまちづくりの経験がないため、豊中市や生駒市などの先進的な他市の事例を参考にしながら、持続可能なまちづくりについて都市計画の観点から関わっていきたいと思っております。具体的なものはありませんが、第5章の施

策の推進のためにでは、エリアマネジメントという言葉を使いながら、協働のまちづくりを推進していきたいと考えております。

これについては、第6次総合計画で、地域ごとのまちづくり計画において、地域の将来像と目標が位置づけられています。そのような流れも受けまして、都市計画の方も協働のまちづくりを推進していくことを体系的に記載しています。

市 エリアマネジメントは、県の区域マスタープランにも掲げられています。本市においても、市民と共により良いまちにしていくということが総合計画に掲げられた理念です。これからは、地域課題の解決を行政だけが担うのではなく、ソーシャルビジネスも想定し、地域や事業者と連携しながら地域課題の解決に取り組んでいきたいと思っています。

会長 現在のエリアマネジメントのイメージと共に協働のまちづくりも念頭において進めていきたいという説明だったかと思います。岡委員、マスタープランの中で内容を精査する必要があるアドバイスは頂きたいです。

委員 まちづくり協議会との関係は、どのように位置づけられているのでしょうか。

会長 既存の組織とエリアマネジメントを担っていく形は別のものをイメージしているのでしょうか。巻き込みながら考えていくつもりなののでしょうか。

市 地域ごとのまちづくり計画を視野に入れて、それぞれの取り組みに応じて都市計画も関わっていくことになります。一方で、地域ごとのまちづくり計画は20あるので、対象のエリアが広い地域もあります。地域の課題によってエリアを絞り込んで、都市計画とどのように関わっていくのか、今後、整理していきながら住民と関わっていききたいと思っています。

委員 私の関わっている別の会議で、災害が発生した時に、既存のまちづくり協議会があると災害にも強いと聞いていたので、既存の団体に頼りつつ、事業を進められるような形が良いと思います。まちづくり協議会という言葉が計画の中に出てこないで、入れた方がいいのではないのでしょうか。

委員 一市民としては、横文字が苦手なので、エリアマネジメントを日本語に直すとどのような言葉になるのでしょうか。

会長 マネジメントを直訳すると、経営、運営、管理という意味です。まちづくりの管理や運営などを行っていく体制、団体を意味していると思います。行政がまちづくりを全て管理する時代ではなく、住民を巻き込む時代となり、さらには、まちづくり会社などの事業者も参画しながら、まちづくりも一つのビジネスとして、地域が発展していく、住みやすい環境をつくっていくという取組を推進していこうという考え方です。

エリアマネジメントに変わる日本語は、あまり使われていないのが現状です。宝塚市においては、エリアマネジメントという言葉を活用していくことを推進していければいいかと思っています。

- 市 置き換える言葉がないことを踏まえて、計画書には、文言の説明を追加することを検討します。
- 委員 防災に関する記述はありますが、防犯の記述がないため、その点はいかがでしょう。
- 会長 都市づくりの方針で安心安全のまちづくりについて記述がありますが、防犯に関わる部分で都市づくりにおいて対応すべき取組がないのかということかと思いますが、いかがでしょうか。
- 市 防犯については、当初から議論がなかったと思います。現行の都市計画マスタープランの見直しになるため、抜けがないかを確認いたします。
都市計画マスタープランは、都市整備に係る計画であり、ソフト部分は都市計画に該当しないため、防犯に関わる項目について都市計画マスタープランに記載すべき内容があるかどうか、確認いたします。
- 会長 インフラ整備を中心に置いた都市の整備・開発・保全に係る基本方針だと説明しても、市民にとっては、暮らしの安心・安全という観点で計画を確認することになると思います。その点では、情報インフラも含めて記載するなど、社会インフラが求められる時代になっていると思います。マスタープランの中で、どのように反映できるかは、検討すべきかと思います。
- 市 防犯カメラの設置は進めています。安全面のインフラ整備について記述を検討します。
- 委員 防犯や犯罪研究にも効果があるので、見守りカメラや防犯カメラなどの普及をお願いします。
- 委員 土地利用の方針と総合計画の関連について、総合計画のめざすまちの姿においては、「コンパクトなまちづくりを目指す」と表現があります。都市計画マスタープランの中には、そのような表現があるのでしょうか。
- 会長 コンパクトシティやコンパクト・プラス・ネットワークが上位計画にも位置づけられていますが、いかがでしょうか。
- 市 総合計画の土地利用の項目については、コンパクトなまちづくりが進んでいると表現されています。一方で、都市計画マスタープラン素案では、議題書 1-33 (P27) のめざす都市構造の基本的な考え方に、「駅を中心にしたコンパクトな南部地域」と掲げています。少し表現は違いますが、コンパクトという表現は継承しています。
- 委員 今の内容では、表現が違うのではないかと思います。コンパクトなまちづくりとは、様々な都市機能を拠点に集約させるということではないでしょうか。単にコンパクトな南部市街地を形成するという訳ではなく、積極的に集約させていこうとい

う表現はないのでしょうか。

会 長 事務局としては、元からコンパクトではありますが、さらに南部市街地については、都市機能を誘導するエリアを定めて、都市機能を集約させるといった方針です。めざすべき都市構造においては、コンパクト化を進めたいという意味だと思いますが、誤解のないような説明をお願いします。

市 現在も駅周辺に施設が集積しており、一定の都市機能を集約したコンパクトなまちを継承すると記載していますが、伝わるように表現を見直します。

会 長 私もこの書きぶりが果たして伝わっているのかがご指摘を受けて感じたので、誤解がないように修正頂きたいです。

委 員 総合計画はもっと具体的な表現になっています。南部市街地の人口減少が加速するなかで、駅周辺に多様な都市機能の誘導を推進すると書いてあるため、総合計画とトーンを合わせた方が良くと思います。

会 長 委員からご指摘あったとおり、土地利用をどのように誘導していくのかは、立地適正化計画が守備範囲になります。

会 長 他にご意見等ございませんか。
ないようですので、議題第1号に関する審議は終了いたします。

(2) 議題第2号

【議題第2号「宝塚市立地適正化計画の策定について」】

会 長 引き続き、次の議事の審議に入ります。
議題第2号は、「宝塚市立地適正化計画の策定について」でございます。
この案件につきましても、宝塚市長より諮問を受けておりますが、本日、答申が必要なものではありません。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(説明開始)

市 議題第2号「宝塚市立地適正化計画の策定について」説明します。
お配りしている宝塚市立地適正化計画素案について、パワーポイントを使用し
てご説明させていただきます。右上に黄色で議題書の記載ページ番号、右下に白
字でパワーポイントのスライド番号を載せていますので、参考として下さい。

はじめに、立地適正化計画素案の構成と骨子からの主な変更点について、ご説明
します。

まず、構成ですが、全9章となっております。この内、第3章から第6章の「居
住誘導」、「都市機能誘導」、「交通ネットワーク」、「誘導施策」につしまし
ては、骨子では基本的な方針を示しておりましたが、素案で具体的に設定し、そ
れを記載しています。また、第7章から第9章の「立地適正化計画の防災指針」、

「届出制度」、「計画の評価と進行管理」につきましては、骨子ではなかったものを、素案から新たに追加しています。なお、第7章の「立地適正化計画の防災指針」につきましては、令和2年6月に施行した改正都市再生特別措置法により、計画に記載することが義務付けられたものになります。

今回は、前回会議で説明した内容もありますが、この構成の順で、改めて説明していきます。

まず、「第1章 立地適正化計画の概要」からご説明します。

「背景・目的」ですが、「全国的な人口減少、少子高齢化が進む中、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考え方に基づき、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あらゆる世代の住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等に容易にアクセスできるよう誘導するための立地適正化計画が、平成26年に制度化したことを受け、本市においても、今後人口減少や少子高齢化の進展が想定されており、持続可能な都市としていくため、宝塚市立地適正化計画を策定します。」としています。

次に、「立地適正化計画に定める事項」ですが、法律上、計画に定める事項としまして、「立地適正化計画の区域」、「立地の適正化に関する基本的な方針」、「居住誘導区域」、「居住を誘導するための施策」、「都市機能誘導区域」、「誘導施設」、「誘導施設を誘導するための施策」、「防災指針」があります。

次に、「位置づけ」についてご説明します。

本計画は宝塚市都市計画マスタープランの一部として位置付けておりまして、上位計画で県が策定する「阪神地域都市計画区域マスタープラン」と「第6次総合計画」に即し、他の関連計画との整合を図るとしています。また、宝塚市都市計画マスタープランで定める「宝塚市の現況と課題」及び「都市計画の目標」は、本計画の共通事項としています。

次に、「対象区域」ですが、宝塚市全域としております。

計画期間につきましては、概ね20年後の都市を展望し、令和4年度から10年間としています。また、概ね5年を目途に調査、分析、評価を行い、上位計画の見直し等による見直しも想定しています。

続きまして「第2章 立地の適正化に関する基本的な方針」に移ります。

まず、「立地適正化計画の目標」ですが、「住宅都市として、+αの魅力があり、多様なライフスタイルが実現できる都市」を掲げています。

さらに、この目標を受け、誘導方針を3つ設定しています。

一つ目が、「宝塚の個性を生かした居住誘導」で、「山麓部の落ち着いた住環境、文化や歴史が感じられる市街地、緑・農空間が点在するうるおいのある市街地などの宝塚の個性を生かした居住誘導を、災害リスクも踏まえた上で図ります。」としています。

二つ目が、「地域特性に応じた都市機能の誘導による多様な空間の創出」で、「郊外居住の文化や交通利便性、都市機能の集積状況、居住者のニーズなど、地域特性に応じた都市機能を誘導し、多様でかつ魅力的な空間の創出を図ります。」としています。

三つめが、「誰もが移動しやすい環境の形成」で、「市街地内の様々な場所で、多様な活動が実現できるよう、移動を総合的にとらえ、誰もが移動しやすい環境の形成を図ります。」としています。

続きまして「第3章 居住誘導」に移ります。

まず、「居住誘導区域の基本的な考え方」ですが、「居住誘導区域の範囲は、これまで培われてきた良好な市街地環境を活かし、これを維持するため、現在の市街化区域を基本とし、そのうえで、「人口密度維持」、「緑の保全」、「防災」の3つの視点から居住誘導区域に含めることが適切でない範囲があるかどうかを検討し、それを踏まえ居住誘導区域を設定します。」としています。

各視点の考え方について順に説明します。

まず、「人口密度維持」の視点ですが、人口密度の低下が予測される地域はありますが、住宅地ブランド、住民のエリアマネジメントなどにより、今後も利便性と住環境が更新されていくことが期待されるため、居住誘導区域に含めます。

なお、市街地縁辺部については今後の人口減少の状況を注視するとしています。

次に、「緑の保全」の視点ですが、市街化区域の緑地及び市街地周辺緑地については、今後も保全すべきであることから、生産緑地地区、都市公園及び市街地縁辺部の地区計画で住宅の立地を認めていない区域を、居住誘導区域に含めることが適切でない範囲とします。

次に、「防災」の視点ですが、建築や宅地開発に制限のある土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域は、居住誘導区域に含めることが適切でない範囲とします。その他の災害リスクがある地域は、居住誘導区域に含めますが、災害リスクに対する対応策を防災指針に示します。

居住誘導区域図では、「土砂災害特別警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「生産緑地地区」、「都市公園」についても居住誘導区域で着色していますが、文言で除外することとしており、区域の変更に追従するものとしています。

続きまして「第4章 都市機能誘導」に移ります。

まず、「都市機能誘導の基本的な考え方」ですが、「立地適正化計画の目標で掲げる多様なライフスタイルの実現のため、それを支援する機能を誘導するための誘導方針を拠点ごとに設定し、誘導方針に基づき拠点形成に必要な施設・誘導施設、都市機能誘導区域の設定を行います。」としています。

次に、「誘導方針を設定する拠点」ですが、宝塚市都市計画マスタープランで掲げる「都市拠点」、「地域拠点」、「シビック拠点」について誘導方針を設定しています。また、本計画では、地域拠点を特性に応じ、さらに3つに細分化しています。

次に、「拠点形成に必要な施設の設定」ですが、各拠点の誘導方針に基づき、拠点形成に必要な施設を設定し、そのうち、法律等により建物用途が明確にできるものを誘導施設とします。

食品スーパー、診療所、保育所など日常生活を支える機能、またその他の施設でも小規模なものについては、住まいの身近にバランスよく立地することが求められるため、誘導施設として扱いません。

次に、「都市機能誘導区域の設定」ですが、都市拠点、地域拠点については、都市拠点と地域拠点は、徒歩による移動のしやすさと用途地域の指定状況を考慮し、都市機能誘導区域を設定しています。具体的には、「駅から概ね 500m 圏内」、「駅から線路、幹線道路を跨がずに移動できる範囲」、「第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域を除いた範囲」、「阪急沿線より山側は住居系用途地域を除いた範囲」で区域を設定しています。

シビック拠点については、市役所を中心に集積した公共施設の敷地を都市機能誘導区域に設定しています。

次に、各拠点の誘導方針、拠点形成に必要な施設、都市機能誘導区域ですが、順に説明していきます。

まず、「都市拠点」ですが、JR・阪急宝塚、宝塚南口になります。

誘導方針として、「本市の中心地かつ広域的拠点として、多様な機能を誘導」を掲げまして、拠点形成に必要な施設を設定しています。その内、「公民館、図書館、公益施設、文化芸術施設、劇場、博物館・美術館、大規模店舗・飲食店」を誘導施設として設定しています。

太い赤線で囲われたところが、都市拠点の都市機能誘導区域になります。

区域面積は約 69ha で、誘導施設の対象は、「宝塚文化創造館、宝塚芸術センター、ソリオホール、宝塚大劇場、手塚治虫記念館、宝塚阪急」になります。

次に、「地域拠点 1」ですが、逆瀬川、中山寺・中山観音になります。

誘導方針として、「右岸・左岸地域の広域的な拠点として多様な機能を誘導」を掲げまして、拠点形成に必要な施設を設定しています。その内、「公民館、図書館、公益施設、大型交流施設、文化芸術施設、劇場、博物館・美術館、大規模店舗・飲食店（地域拠点型）」を誘導施設として設定しています。

地域拠点 1 逆瀬川の都市機能誘導区域の図になります。区域面積は約 33ha で、誘導施設の対象は、「アピア 1」になります。

地域拠点 1 中山寺・中山観音の都市機能誘導区域の図になります。区域面積は約 98ha で、現時点の誘導施設としての対象は、「フレミラ宝塚、ダイエー宝塚中山店、グランゲート宝塚」になります。

次に、「地域拠点 2」ですが、仁川、小林、清荒神、売布神社、山本になります。

誘導方針として、「市民の身近な拠点として、交流機能や文化機能を誘導」を掲げまして、拠点形成に必要な施設を設定しています。その内、「公民館、図書館、公益施設」を誘導施設として設定しています。

地域拠点 2 仁川の都市機能誘導区域の図になります。区域面積は約 13ha で、

誘導施設の対象は、「さらら仁川公益施設」になります。

地域拠点2 小林の都市機能誘導区域の図になります。区域面積は約 39ha で、誘導施設の対象は、「西公民館、西図書館」になります。

地域拠点2 清荒神の都市機能誘導区域の図になります。区域面積は約 12ha で、誘導施設の対象は、「中央図書館、ベガホール」になります。

地域拠点2 売布神社の都市機能誘導区域の図になります。区域面積は約 3ha で、誘導施設の対象は「ピピア売布公益施設」になります。

地域拠点2 山本の都市機能誘導区域の図になります。区域面積は約 23ha で、誘導施設の対象はありません。

次に、「地域拠点3」ですが、雲雀丘花屋敷になります。

誘導方針として、「市民の身近な拠点として、住環境と調和しつつ、交流機能や文化機能を誘導」を掲げまして、拠点形成に必要な施設を設定しています。誘導施設及び都市機能誘導区域の設定はありません。

地域拠点3 雲雀丘の図になります。
誘導施設がないため、誘導区域の設定はありません。駅を中心に拠点形成に必要な施設を誘導します。

次に、「シビック拠点」ですが、市役所周辺になります。

誘導方針として、「公共公益機能など市民の暮らしをサポートする機能を誘導」を掲げまして、拠点形成に必要な施設を設定しています。誘導施設は「市役所、スポーツ施設、公民館」を設定しています。

シビック拠点の都市機能誘導区域の図になります。
区域面積は約 23ha で、誘導施設の対象は、「市役所、中央公民館、スポーツセンター、末広体育館」になります。

続きまして「第5章 交通ネットワーク」に移ります。

「交通ネットワーク形成の考え方」ですが、「鉄道駅間を結ぶ「拠点間ネットワーク」、鉄道駅と周辺の住宅地を結ぶバスを中心とした「拠点・地域間ネットワーク」を形成します」としています。

次に、「交通ネットワークの方向性」ですが、「持続的な交通ネットワーク形成のため、公共交通の維持を図り、また、新たな移動手段を検討します。併せて、交通ネットワークを補完するため、多様な主体による移動手段確保のための活動を促進します。」としています。

続きまして「第6章 誘導施策」に移ります。

まず、「宝塚の個性を生かした居住誘導に関する施策」ですが、大きく4つ掲げています。「ゆとりある住環境の維持・向上に向けたエリアマネジメントの支

援」、「良好な住環境維持に向けた空き家等の発生抑制」、「身近なみどりの保全・創出」、「総合的な防災力の向上」になります。

次に、「多様な空間の創出に向けた施策」ですが、大きく6つ掲げています。「多くの市民、来訪者が訪れ、交流・活動が生まれる都市拠点の形成」、「交流や文化・芸術活動ができる場の維持・誘導」、「既存ストックの活用による多様な活動空間の創出」、「柔軟な働き方ができる環境の形成」、「利便性の高い暮らしを支える商業・サービスの充実」、「公共施設の適正配置」になります。

次に、「誰もが移動しやすい環境の形成に向けた施策」ですが、大きく4つ掲げています。「鉄道、路線バスの維持・充実と利用促進」、「地域の実情に応じた新たな移動手段の確保」、「自転車利用者や歩行者の安全確保」、「歩道や交通結節点のバリアフリー化」になります。

続きまして「第7章 立地適正化計画の防災指針」に移ります。

まず、「防災指針の趣旨」ですが、「宝塚市地域防災計画との整合を図りつつ、立地適正化計画の目標に即すとともに、居住誘導区域における居住者の安全性確保」を主な目的としています。

次に、「対象とする災害と災害ハザードエリア」ですが、災害は、「土砂災害」と「水害」で、災害ハザードエリアは、「土砂災害警戒区域及び特別警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、計画規模降雨及び想定最大規模降雨の「洪水浸水想定区域」としています。地震については、市内全域に災害リスクがあり、エリア分析ができないため、都市計画マスタープランで方針を示すこととしています。

人口密度分布と災害ハザードエリアの重ね図になります。

浸水深3m以上のエリアが、計画規模降雨の洪水浸水想定区域では河川沿いに局所的に分布していますが、想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域では武庫川沿いを中心に人口密度が高いエリアにも分布しています。

防災拠点・避難所と災害ハザードエリアの重ね図になります。

災害ハザードエリアに立地する避難所が一定数あります。また、防災拠点である市役所が、想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域で浸水深3m以上の範囲に含まれています。

これらの災害リスクを受け、課題を設定しています。

まず、「都市基盤施設の整備」ですが、「比較的発生確率が高いと想定される災害に対して、現在実施している河川、下水道等の都市基盤施設の整備を今後も継続的かつ計画的に実施していくことが必要」としています。

次に、「防災拠点の整備」ですが、「市役所の一部が、想定最大規模降雨における浸水想定3m以上の区域となっており、その対応として代替庁舎を設定していますが、より円滑な災害対応を行うため、甚大な災害時においても、市役所が機能することが必要」としています。

次に、「避難に対する普及・啓発」ですが、「災害ハザードエリアに多数立地する避難所については、災害種別ごとに避難所が設定され、早期の警戒・避難指

示等を行っていますが、避難に対する普及・啓発を継続的に行うことが必要」としてしています。

これらの課題を受け、「都市基盤施設整備の継続」、「防災拠点の整備」「警戒・避難対策（ソフト対策）の推進」、「低リスク化対策」、「広域連携、官民連携の推進」を掲げ、これに基づいた取り組みを掲げています。

まず、「土地利用対策」として、「災害ハザードエリアの指定・見直し」、「農地・緑地の保全」です。

次に、「都市基盤施設等整備（ハード対策）」として、「急傾斜地崩壊対策」、「防災拠点の整備」、「河川整備」、「下水道整備」、「雨水流出、貯留槽対策」

次に、「警戒・避難対策（ソフト対策）」として、「リスク情報の提示」、「地域や施設の避難計画支援」、「避難に係る自助共助体制の確保」、「民間施設との避難協定」を掲げています。

立地適正化計画の防災指針については以上になります。

続きまして「第8章 届出制度」に移ります。

本計画の公表後は一定の行為に対して届出が義務付けられます。

まず、「居住誘導区域外における事前届出」ですが、「居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅開発や建築行為等を行う場合には、着手する日の30日前までに、行為の内容や場所等について市長への届出が必要」となります。

次に、「都市機能誘導区域外における事前届出」ですが、「都市機能誘導区域外において、誘導施設の開発や建築行為等を行う場合には、着手する日の30日前までに、行為の内容や場所等について市長への届出が必要」となります。

次に、「都市機能誘導区域内での施設の休止または廃止の届出」ですが、「都市機能誘導区域内においては、誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、着手する日の30日前までに行為の内容や場所等について市長への届出が必要」となります。

続きまして「第9章 計画の評価と進行管理」に移ります。

立地適正化計画の目標の実現に向け、居住誘導と都市機能誘導に関する誘導方針に沿って、目標指標と目標値を設定しています。

まず、「宝塚の個性を生かした居住誘導」の目標として「居住誘導区域内の人口密度」を目標指標にしています。目標値につきましては、人口ビジョンと調整する予定です。また、モニタリング指標として、「住環境が良いので住み続けたと思う人の割合」と「自然環境が豊かで景観が美しいから住み続けたいと思う人の割合」を設定しています。

次に、「地域特性に応じた都市機能の誘導による多様な空間の創出」の目標として、「都市機能誘導区域内の誘導施設の数」を目標設定しています。目標値につきましては、「現在の誘導施設件数の維持」としてしています。また、モニタリング指標として、「文化芸術活動によく親しんでいる人の割合」、「日ごろからスポーツに取り組んでいる人の割合」、「余暇活動が充実している人の割合」を設定しています。

次に、「期待される効果」ですが、目標の実現による効果として、市民の「住

み続けたいと思う人の割合」が高まることを目指します。

宝塚市立地適正化計画素案の説明は以上になります。

最後に、今後のスケジュールになります。

議題第 1 号の宝塚市都市計画マスタープランと同じスケジュールを予定しています。

以上で、議題第 2 号「宝塚市立地適正化計画の策定について」の説明を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

質疑応答

会 長

ありがとうございました。

第 2 号議案の立地適正化計画については、骨子からの違いが説明されたように後半の 7 章、8 章が追加されました。その辺りをご確認頂くとともに、その他の章についてもご意見をお願いします。

委 員

届出制度について、例えば都市機能誘導区域においてお店をやめたいという場合、事前に届出が必要になるということでしょうか。

市

その通りです。都市機能誘導区域内で誘導施設に該当する施設について、休止または廃止する際には、事前の届け出が必要になります。

委 員

これは、今までになかった新しく始まる制度でしょうか。何か法律的な根拠があるのでしょうか。

市

その通りです。立地適正化計画は、都市再生特別措置法といった法律に基づくものです。居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設に設定されたものは、届出の義務が発生します。

委 員

地域拠点 1 の中山寺・中山観音について、3 ヶ所バラバラにピンクの網掛けがありますが、なんらかの誘導の意図があるのでしょうか。

会 長

ここでは、どの区域を都市機能誘導区域に設定するのかという図を示していますが、具体的な誘導施設がどこに示されているのかという意図かと思いますが、いかがでしょうか。

- 市 ピンクの網掛けについては、現在の用途地域を着色しており、ピンク色は近隣商業地域になります。今回は、図の赤枠の範囲を都市機能誘導区域と定めています。考え方としては、駅から徒歩圏 500m で、幹線道路を跨がない形で区域設定をしています。合わせて、阪急電車の線路よりも北側については、一低専、二低専といった住宅地になっているので、そこは除くといった考え方です。
- 会 長 委員の質問で、行政としての誘導の意図について補足頂けますか。おそらく、第 6 章の誘導施策と関連しているのかという点だと思います。
- 市 第 4 章の都市機能誘導区域は、議題書 2-37 (P31) の (2) 多様な空間の創出に向けた施策と連携しています。その中で、施策との連携で最も関わりが深いのは、⑤利便性の高い暮らしを支える商業・サービスの充実に地域拠点 1 を位置づけているので、こういったところが施策の方針となっています。
- 会 長 それに関連して、各拠点における都市機能誘導区域と具体的な施策が関連して見えないため、表現を工夫した方が良いと思います。
- 市 表現については、工夫します。また、補足で、議題書 2-36 (P30) の誘導施策と区域がどのように関わってくるのかが分かりづらいのかと思います。
(1) 宝塚の個性を生かした居住誘導に関する施策は、居住誘導区域と関連して施策展開をしています。議題書 2-37 (P31) の (2) 多様な空間の創出に向けた施策は、都市機能誘導区域と関連した施策展開をしています。議題書 2-39 (P33) の (3) 誰もが移動しやすい環境の形成に向けた施策は、第 5 章の交通ネットワークと関連付けた施策展開をしています。つながりが分かりづらいというご指摘かと思いますので、表現を工夫します。
- 委 員 防災について、浸水深に応じて居住誘導区域を除外するという方針があるかと思いますが、浸水想定区域の範囲が広いため居住誘導区域から除外することは難しいのでしょうか。そのエリアに宅地開発する時に届出の必要はないのでしょうか。
もう一点は、交通ネットワークについて、駅間のネットワークは記載されていますが、山手に伸びるネットワークの記載がありません。山手の住宅地において、地域拠点を定めるのは難しいかもしれないが、山手の住宅地の拠点整備の方向性が示せるように考えて頂きたいです。
昨今は、住宅地の徒歩圏内移動や在宅ワークの増加に伴い、住宅地内の生活が続いていくため、そこを充実していくような視点が加味できたらと思います。
- 会 長 届出制度は、居住誘導区域外しか明示されていませんが、その点はいかがでしょうか。
- 市 居住誘導区域内では届出が不要ですが、想定最大規模降雨の浸水 3 m 以上のエリアでは、その他に届出制度がないかを確認いたします。次回、回答します。
- 会 長 立地適正化計画の防災指針は、地域防災計画と整合する必要があるかと思いますが、どのような計画や制度と関連するのか、行政指導していくのかなどスキームが詰め

られていないように感じました。次回に検討結果をお示しして頂きたいと思います。

市 各計画がどういった役割をもっているのか、立地適正化計画の防災指針がどこの部分を担っているのかを整理します。

会 長 都市計画マスタープランと立地適正化計画の関係性について、都市づくりの課題や方針は共通していますが、どのような関係性なのかははっきりしていない部分があるため整理が必要だと思います。

例えば、都市計画マスタープランと立地適正化計画は「互いに連携する、互いを補完する」といったキーワード必要ではないでしょうか。

例えば、防災や減災について、都市計画マスタープランの制度の中で踏み込めなかった部分を立地適正化計画で補っていくといった役割分担が必要ではないでしょうか。

都市機能誘導区域は、都市計画マスタープランのコンパクト・プラス・ネットワークの考え方を踏襲していますが、よりメリハリをつけて端的に成果が表れるように立地適正化計画が位置づけられているように感じます。

共通の目的に向かって、加速したり補完したりするような役割が立地適正化計画にあるような位置付けになればいいのではないのでしょうか。

委 員 地域拠点2の山本について、令和3年時点で誘導施設がないのはなぜでしょうか。あいあいパークなどの施設がありますが、みなし認定で誘導施設にならないのでしょうか。

市 あいあいパークは、園芸に関する拠点なので、どのように誘導施設として位置づけられるかを検討しています。

会 長 よろしいでしょうか。

次年度も審議を継続したいと考えておりますが、本日は他にご意見等無いようですので、これで終了いたします。ありがとうございました。

会 長 本日の議題は以上となります。

—以 上—